

# 一般社団法人南信州山岳文化伝統の会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人南信州山岳文化伝統の会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県飯田市育良町1丁目2番地1に置く。

(目的)

第3条 当法人は、南アルプスの山岳文化の振興並びに山岳の活用による地域振興に関する活動を行うことにより、広く南アルプスの歴史的、文化的、自然的価値を地域住民に啓発し、その価値を高めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 南アルプスの歴史的価値の啓発
- (2) 地域の山岳文化の継承と新たな価値の創造
- (3) 新しい登山形態の提案
- (4) 南アルプスビジターセンター設立に向けた研究
- (5) その他目的の達成に必要な活動

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

- 第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退社したとき。
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
  - (4) 除名されたとき。
  - (5) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年5月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事3名を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行

する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第6章 剰余金の配分

(剰余金の配分)

第24条 この法人は剰余金の分配は行わない。

## 第7章 残余財産の処分

(残余財産の処分)

第25条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第27条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 前澤憲道 木下博史 伊藤康德

設立時代表理事 前澤憲道

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 飯田市南信濃木沢919番地

設立時社員 前澤憲道

住 所	飯田市龍江 3 9 1 9 番地 1
設立時社員	木下博史
住 所	飯田市大瀬木 4 2 9 2 番地 8
設立時社員	伊藤康徳

(法令の準拠)

第 2 9 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人南信州山岳文化伝統の会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和元年 9 月 2 日

設立時社員	前澤憲道	印
-------	------	---

設立時社員	木下博史	印
-------	------	---

設立時社員	伊藤康徳	印
-------	------	---